

## 建築確認經由申請について

※確認の經由申請をされる場合は、下記のことにご注意ください。

◇提出部数は「正本」「副本」「市控」の合計3部です。

◇「市控」に下記のを添付してください。

- ①「事前調査書」表紙（市の書式）に記入したもの。
- ②各指定確認検査機関の「調査報告書発行依頼書」を1部。
- ③下水道部協議書を添付してください。

※「建築確認申請時における下水道協議の提出書」を4枚と、位置図のコピー1枚を下水道総務課（別館4階）へ提出し、返却された3枚を確認申請書3部に各1枚ずつ添付してください。

- ④「新築届」（市の書式）に、記入したものを1部。

※裏面は「建築計画概要書」の写しを貼付しても可。

※増築、計画変更の場合も添付してください。

- ⑤「建築計画概要書」をコピーしたものを1部。

- ⑥その他必要な書類（許可書、地区計画の届出書、協定書等）

※申請に先立ち、事前調査や手続を行い、必要書類等を添付してください。

《 例 》

◎敷地に都市計画街路が接している場合は「都市計画街路明示」、建物にかかる

場合は「都市計画法第53条許可書」を添付してください。【道路公園課】

◎敷地が2以上の用途地域にまたがる場合は「用途地域明示」。【都市計画課】

◎地区計画区域内の場合は事前に届出を行ってください。【都市計画課】

◎予定建築物が3階以上、高さ10m（一低専の場合は軒高7m）を超える場合、敷地（開発区域）面積が300㎡以上の場合、その他『羽曳野市環境美化条例』『羽曳野市開発指導要綱』に係る場合は、事前に【開発指導担当】と協議し必要な図書を添付してください。

◎史跡や遺跡内や近接する場合又は、敷地面積が300㎡以上の場合は事前に【文化財課】（別館2階）と協議し、裏書をもらってください。

◎敷地に接する里道・水路等の官有地との境界が不明確な場合は、境界明示書等を添付してください。（必要な場合は「占用許可」「施工承認」など）【各管理者】

◎その他

- ・都市計画法・宅地造成等規制法・消防法・屋外広告物法・高圧ガス保安法・ガス事業法・駐車場法・水道法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・浄化槽法・河川法・砂防法・自然公園法・生産緑地法・ハートビル法
- ・大阪府福祉のまちづくり条例・森林法・建設リサイクル法・土地区画整理法・電気事業法・電波法 等々